

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

【No.47】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

別表六(九)

令三・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	調整前法人税額 「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」	14	
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6	(7) >	15	
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	
試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	8	標準年度の 基準年度売上金額減少割合 ≥ 2% の 場合の特例加算割合 (別表六(十一)「11」)	17	円
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9	当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25) + (17)	18	円
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{ 又は } 9.4}{100}) \times (0.3 \text{ 又は } 0.35)$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10	当期税額控除可能額 ((13) と (18) のうち少ない金額)	19	
	(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	20	
	税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	

【No.41】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。